

5. 都市景観の方針

(1) 基本方針

(都市景観の基本方針)

地域の特性を生かした美しい都市空間をつくる

本市は、農業を主体とした土地利用から、住宅開発、工業団地開発、大規模商業施設などの開発が進み、都市計画道路などの都市基盤施設も整備されてきました。しかし、都市化が進む一方で豊かな緑や自然環境の保全に対する意識の高揚や美しいまちなみなど良好な景観形成に関する住民の関心が高まっています。

国においても、美しい国づくり政策大綱が平成15年に公表され、良好な景観形成と豊かな緑の創出に向け、景観緑三法が平成16年に公布され、景観に関する法的拘束力や都市の緑に関する総合的な法制度が整備されました。

本市においても、潤いある生活空間の創造や地域の特性を生かした個性あるまちづくりを進めるため、みどりと景観計画や水と緑の風景を守り育てる条例に、都市景観上重要な「自然景観」や「歴史景観」を重点的に配慮すべき景観要素として位置付け、これらの景観を保全・活用した都市空間づくりを進めます。

また、本市は各地域がそれぞれ豊かな個性を有しています。このため、地域のまちづくりにおいて、地域住民が主体となり、それぞれの地域の特性を生かした都市空間づくりの推進に努めます。

なお、環境と人にやさしく、環境負荷の少ない循環型の地域社会の構築を目指し、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するとともに適正処理や減量化を図ることで環境美化に努めます。

都市景観の方針

①重点的に配慮すべき景観要素

《水と緑の環境を守り、多様な生物が共存する

『自然景観づくり』》

《先人から引き継ぎ、後世に伝え残す

『歴史景観づくり』》

②地域ごとの景観づくりの方針

—— 《地域の特性を生かし、安全で快適な『生活景観づくり』》

③環境美化の方針

—— 《環境負荷の少ない循環型の地域社会の構築》

(2) 都市景観の方針

①重点的に配慮すべき景観要素

《水と緑の環境を守り、多様な生物が共存する『自然景観づくり』》

本市のまちづくりの方向性を明確にするため、都市景観形成上重要な面的景観、軸・拠点景観、眺望景観について配慮した、景観の保全・整備、維持・育成を進めます。

具体的に面的景観としては、農地景観や親水景観、樹林景観を形成する、広がりのある農地、ため池や自然林の保全に努めます。軸景観としては、境川沿いの景観整備と水辺のネットワーク、市街地をとりまく斜面緑地、連続する街路樹景観などの維持・育成に努めます。拠点景観としては、身近な緑景観の拠点としての公園・緑地やまちの顔となる都市景観づくりを進めます。眺望景観としては、本市の田園風景が眺望できる東名高速道路からの眺望や丘陵地からの眺望点の保全・活用を図ります。

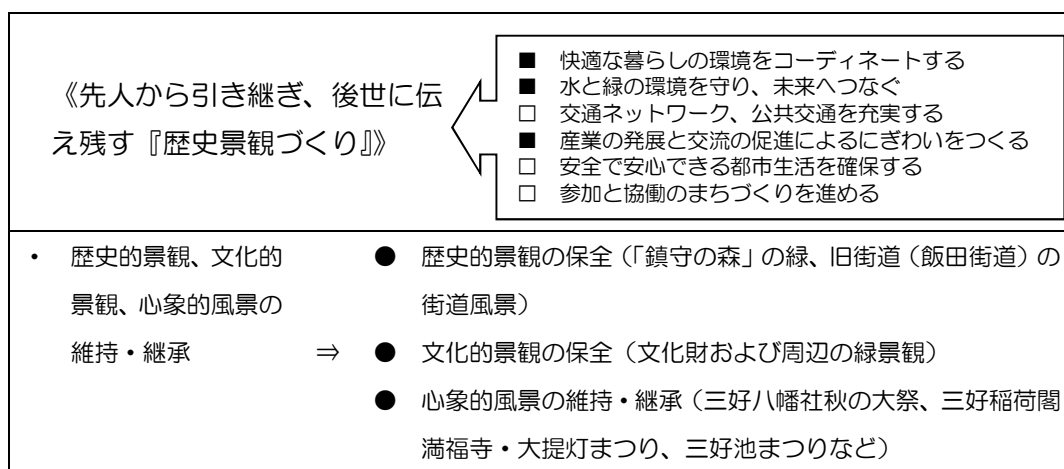
また、良好な景観の形成に大きく影響する公共施設を「景観重要公共施設」として、地域のシンボルとなっている美観的に優れている樹木で、周辺の景観に影響を与えるものを「景観重要樹木」として指定を検討します。また市街地の良好な形成を図るため「景観地区」の指定を検討します。

《水と緑の環境を守り、 多様な生物が共存する 『自然景観づくり』》		■ 快適な暮らしの環境をコーディネートする ■ 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ □ 交通ネットワーク、公共交通を充実する ■ 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる □ 安全で安心できる都市生活を確保する □ 参加と協働のまちづくりを進める
・ 面的景観、軸・拠点景観、眺望景観に配慮した景観の保全・整備	⇒	● 面的景観の保全（農地景観、ため池景観、樹林景観など） ● 軸景観（境川沿いの景観整備と水辺のネットワーク、斜面緑地の保全、街路樹の維持・育成など） ● 拠点景観（公園・緑地の適正配置、まちの顔となる都市景観整備など） ● 眺望景観（東名高速道路からの眺望保全、丘陵地からの眺望点の保全・活用など） ● 景観重要公共施設（道路、公園、河川）の指定 ● 景観重要樹木の指定 ● 景観地区の指定

《先人から引き継ぎ、後世に伝え残す『歴史景観づくり』》

本市の歴史的景観づくりとしては、後世に伝え残すべき遺産としての歴史的景観、文化的景観、心象的風景に配慮して、これらの景観の維持・継承に努めます。

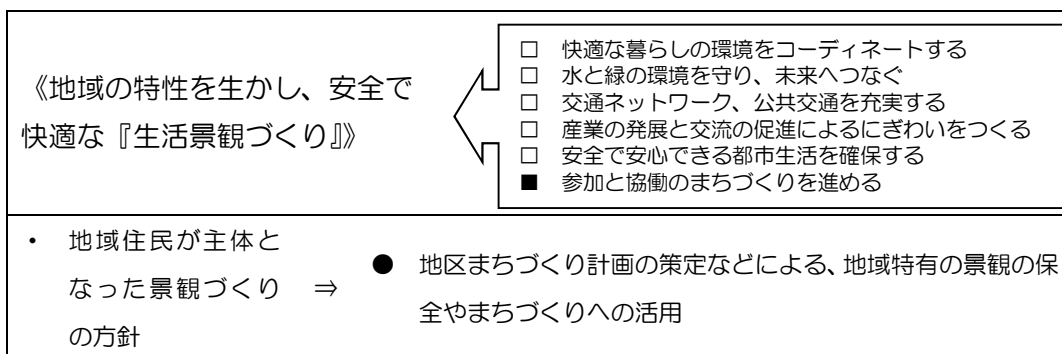
具体的に歴史的景観としては、地域に根付いた緑である「鎮守の森」や本市の歴史を伝える旧街道（飯田街道）の風景などの保全に努めます。文化的景観としては、文化財やそれと一体となった緑の保全に努めます。心象的風景としては、三好八幡社秋の大祭、三好稻荷閣満福寺・大提灯まつり、三好池まつりなどの歴史的・文化的景観価値のある心象的祭りの維持・継承に努めます。



②地域ごとの景観づくりの方針

《地域の特性を生かし、安全で快適な『生活景観づくり』》

市北部における質の高い住宅市街地や丘陵地の山並み景観、中部における商業地などの都市拠点のにぎわいの景観、潤いある三好公園の景観、南部における田園と集落地の調和した景観、周囲と調和する工場緑地など、本市には、それぞれの地域において特有の優れた景観が位置しています。このため、地域住民が主体となった地区まちづくり計画などの策定を推進し、これらの地域特有の景観を生かしたまちづくり、これらの景観を保全するまちづくりの実現に努めていきます。

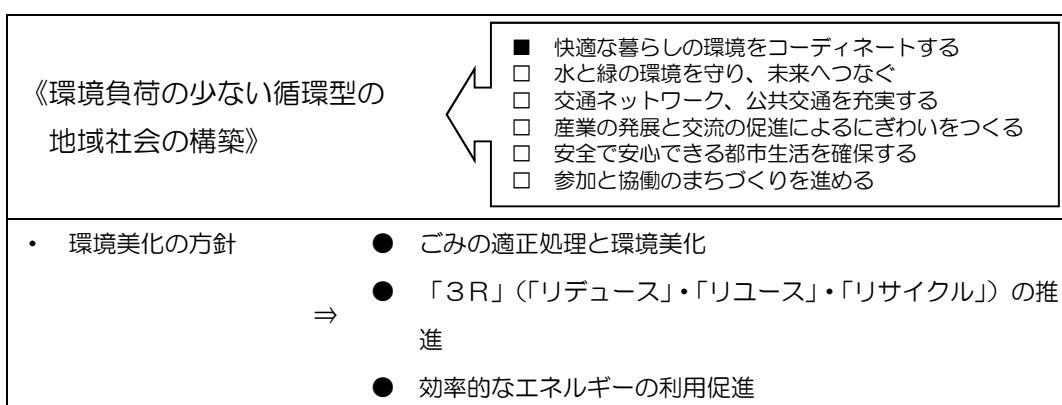


③環境美化の方針

《環境負荷の少ない循環型の地域社会の構築》

ごみの処理は現在、主に尾三衛生組合が運営する東郷美化センターで適正に行われています。しかし、人口の増加とともにごみは増え続けるため、分別の徹底による減量化と、「リデュース」・「リユース」・「リサイクル」（3R）の実践による再利用資源回収率の向上を図ります。併せて、ごみの計画収集の充実、リサイクルステーションの適正な管理運営や処理施設の運営など広域事業の維持に努めます。

また、環境負荷の軽減に向けた再生可能エネルギーの活用や、省エネルギー性能の高い機器の導入など効率的なエネルギーの利用促進により、温室効果ガスの削減を目指します。



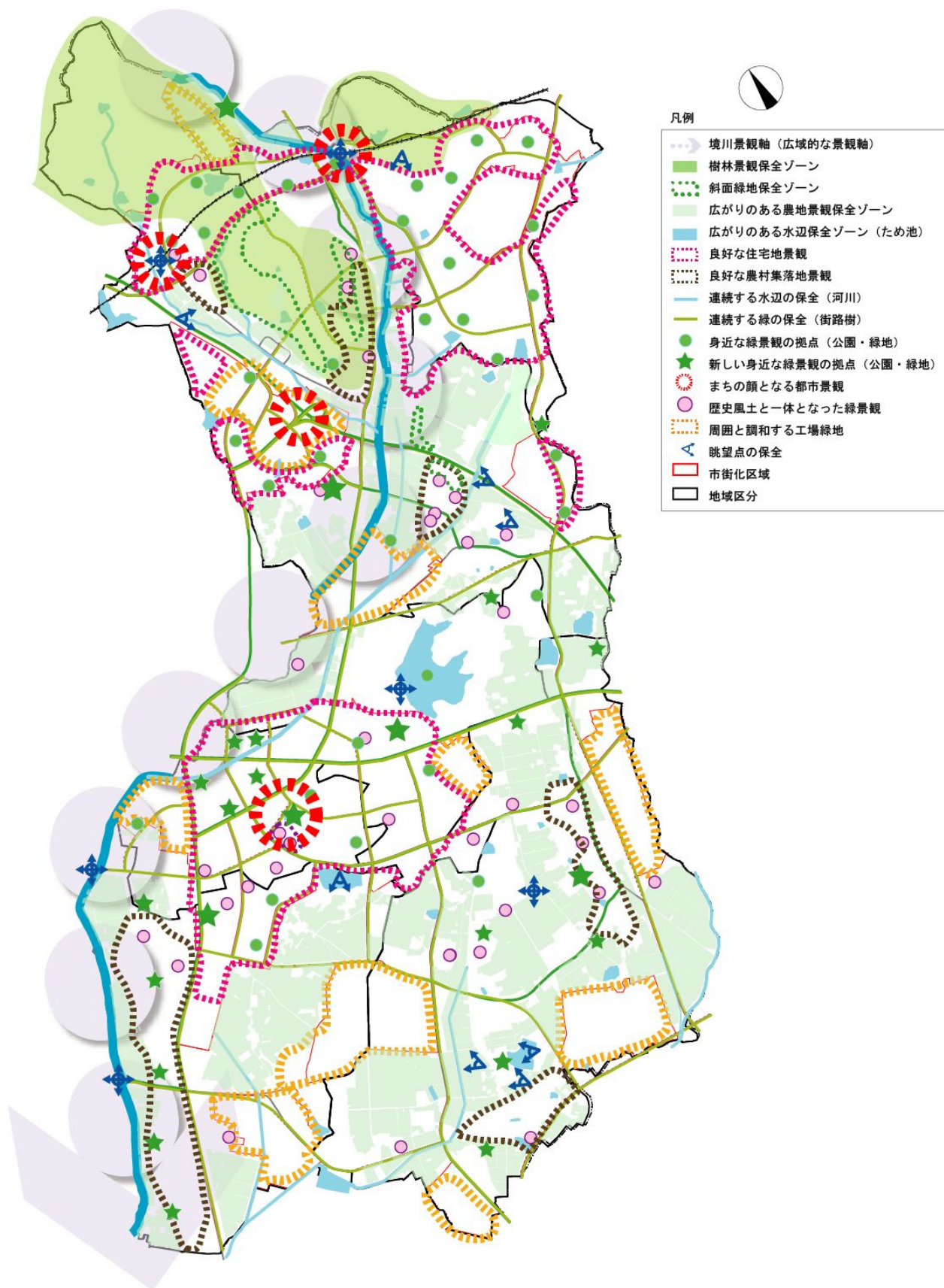


図 都市景観の方針